第三者経営継承の推進支援事業



農業の第三者経営継承とは

高齢化や後継者不足により、農業経営を続けられなくなる事例が増えています。
「第三者経営継承」とは、親族以外の新しい担い手が、既存の農業経営を引き継ぐことをいいます。
農地や機械といった有形資産だけでなく、栽培技術や販路などの無形資産も受け継ぐことで、
生産を途切れさせることなく次世代へつなぐことができます。

支援概要

本事業では経営移譲希望者と継承希望者をマッチングし、継承前後の負担軽減や継承後の後継者の経営を安定化させるために支援を行います。

1 移譲希望者、継承希望者の**リスト化、マッチング**を支援します。
2 経営継承前にお互いを知り、技術等を学ぶ**お試し研修**を支援します。
3 専門家の助言を受けながら**継承計画の作成**を支援します。
4 施設や機械の**修繕・更新に対する補助**を行います。

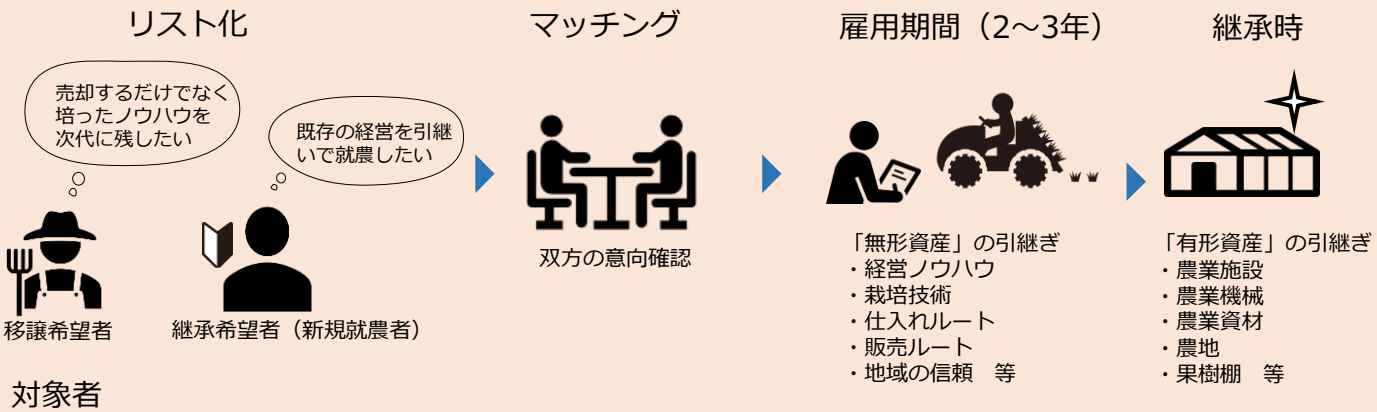
※具体的な支援内容は裏面をご覧ください。



さいたまっち&コバトン

問合せ先　埼玉県 農林部 農業支援課
埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
048(830)4055　a4040-06@pref.saitama.lg.jp

第三者経営継承イメージ



対象者

・移譲希望者：有形資産および無形資産を新たな担い手へ引継ぎを希望する農業者
・継承希望者：既存の経営を引き継いで就農を希望する者（例：新規就農者、農業法人の従業員等）

事業メニュー

区分	内容	補助率等
1 リスト化・マッチング	移譲希望者・継承希望者のリスト化を行い、両者のマッチングを行います。 ご希望される方は下記のお問い合わせ先にご相談ください。	無料
2 お試し研修	経営継承に向け、経営移譲者と経営継承者がお互いの理解を深め、技術や販路など無形資産を学ぶ研修を支援し、最長3か月間の研修経費を補助します。	指導謝金：10万円／月 （上限30万円）
3 継承計画の作成支援	農林振興センター職員が相談者とともに「継承課題」を明確にし、 中小企業診断士や税理士等の派遣を支援します。	無料
4 継承時の環境整備支援	継承後の経営の早期安定化を図るため、継承した施設の改修、 機械の修繕等に係る費用を補助します。	1/2以内 （上限額65万円）

相談窓口（まずは、お近くの相談窓口までご相談ください）

名称	所在地	連絡先
さいたま農林振興センター	さいたま市浦和区北浦和5-6-5	048-822-1007 p222492@pref.saitama.lg.jp
川越農林振興センター	川越市新宿町1-17-17	049-242-1804 r421810@pref.saitama.lg.jp
東松山農林振興センター	東松山市六軒町5-1	0493-23-8582 s238532@pref.saitama.lg.jp
秩父農林振興センター	秩父市日野田町1-1-44	0494-25-1310 t247211@pref.saitama.lg.jp
本庄農林振興センター	本庄市朝日町1-4-6	0495-22-3116 u226156@pref.saitama.lg.jp
大里農林振興センター	熊谷市久保島1373-1	048-526-2210 k232812@pref.saitama.lg.jp
加須農林振興センター	加須市不動岡564-1	0480-61-3911 g624771@pref.saitama.lg.jp
春日部農林振興センター	春日部市大沼1-76	048-737-6311 n372134@pref.saitama.lg.jp
農業支援課 経営体支援担当	さいたま市浦和区高砂3-15-1	048-830-4055 a4040-06@pref.saitama.lg.jp
（公社）埼玉県農林公社	行田市真名板1975-1	048-559-0551 seinen@sainourin.or.jp